

大泉町ホームページ有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大泉町有料広告掲載要綱第5条の規定に基づき、大泉町のホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 大泉町が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 ホームページに広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先WEBページの内容の範囲は、大泉町有料広告掲載要綱第3条及び大泉町有料広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦50ピクセル、横180ピクセル
- (2) 画像形式 GIF又はJPEG形式
- (3) データ容量 10キロバイト以内
- (4) 画像状態 静止画像
- (5) アクセシビリティに配慮したもの

(広告の掲載位置)

第6条 広告を掲載する位置は、ホームページの下部で町長が指定した位置とする。

(広告の掲載枠数)

第7条 広告の掲載枠数は12枠とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、連続12月を上限とする。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

期間	1 枠当りの広告掲載料金
1 箇月	6, 000 円
6 箇月	30, 000 円
12 箇月	60, 000 円

2 広告掲載期間中、大泉町のサーバー等のメンテナンス以外でホームページを閉鎖したときは、その時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長するものとする。

閉鎖した時間	延長する期間
1 時間以上 24 時間以内	1 日
24 時間を超え 48 時間以内	2 日
48 時間を超えたとき	閉鎖した日数 + 1 日

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、掲載する広告の取扱いに必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年12月24日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。